

横浜市スポーツ施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市スポーツ施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 スポーツ施設の開館時間は、別表第1のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、当該スポーツセンターの利用状況等を考慮して、開館時間を別に定めることができる。

3 市長(スポーツセンターにあっては、区長。次条第2項、第4条並びに第5条第1項及び第2項第5号において同じ。)は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 スポーツ施設の休館日は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の公募)

第4条 市長は、条例第4条第3項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平23規則46・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第4項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 当該スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平23規則46・一部改正)

(利用の許可の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定によりスポーツ施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、スポーツ施設を個人利用する場合は、この限りでない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、別表第3に掲げる受付期間に行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平24規則16・一部改正)

(特別の設備の設置の許可の申請)

第7条 条例第8条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、特別設備設置許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(平24規則16・一部改正)

(物品販売等の許可の申請)

第8条 条例第9条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、物品販売等許可申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(平24規則16・一部改正)

(許可の変更)

第9条 条例第7条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)で、許可申請書に記載をした事項を変更しようとするものは、あらかじめ、許可申請事項変更申請書(第5号様式)により指定管理者の許可を受けなければならない。

(平24規則16・一部改正)

(利用料金の後納)

第10条 条例第13条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平24規則16・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 条例第14条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業のためにスポーツ、レクリエーション、文化活動等の行事にスポーツ施設(駐車場を除く。)を利用する場合 利用料金の半額
- (2) 土曜日に、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が横浜国際プール又はスポーツセンターを個人利用する場合(横浜国際プールのスポーツフロアをテニスコートとして個人利用する場合を除く。次号において同じ。)の利用料金の全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者がスポーツ施設を個人利用する場合 利用料金の半額(スポーツ施設の駐車場の利用料金にあっては、全額)
(平24規則16・平28規則22・平30規則50・一部改正)

(利用料金の返還)

第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 横浜文化体育館の利用者が次に掲げる日までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額
 - ア 横浜武道館のアリーナの利用にあっては、利用日の6箇月前
 - イ 横浜武道館の武道場又は多目的室の利用にあっては、利用日の1箇月前
 - ウ 横浜武道館以外の施設のホール又はトレーニングルームの利用にあっては、利用日の3箇月前
- (2) 横浜国際プール、スポーツセンター、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール又は横浜市都筑プールの利用者が利用日の5日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額
- (3) 利用者の責めに帰することができない事由によりスポーツ施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額
(平24規則16・平30規則50・平31規則22・一部改正)

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、にぎわいスポーツ文化局長が定める。
(平22規則29・令5規則21・一部改正)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月規則第29号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月規則第46号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月規則第50号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月規則第22号)

この規則は、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(平成30年10月横浜市条例第56号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和2年7月24日)

附 則(令和5年3月規則第21号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

別表第1(第2条第1項)

(平30規則50・一部改正)

施設名	開館時間
横浜国際プール	午前9時30分から午後9時30分まで
横浜文化体育館	午前9時から午後10時まで
スポーツセンター	午前9時から午後9時まで
横浜市港南プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	午前9時から午後8時まで
横浜市保土ケ谷プール	午前9時から午後5時まで

別表第2(第3条第1項)

(平30規則50・平31規則22・一部改正)

施設名	休館日
横浜国際プール、横浜文化体育館(横浜武道館を除く。)、横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
スポーツセンター	1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

別表第3(第6条第2項)

(平30規則50・平31規則22・一部改正)

施設名	受付期間	
横浜国際プール及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで	
横浜文化体育館	横浜武道館	利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで
	横浜武道館以外の施設	利用しようとする日の12箇月前から利用しようとする日の10日前まで(平沼記念レストハウスのみを利用する場合には、利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日の前日まで)
横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール		利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日まで

第1号様式(第5条第1項)

第1号様式(第5条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

次のスポーツ施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名：)

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長(スポーツセンターにあっては、区長)が必要と認める書類

(A4)

第2号様式(第6条第1項)

第2号様式(第6条第1項)

利用許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

次のとおりスポーツ施設を利用したいので申請します。

(施設名：)

行 事 名			
利 用 目 的			
利 用 日	利用区分	利用室名・面	
施設利用料金			
附 帯 設 備 名	単価	延べ数	附 帯 設 備 利 用 料 金
利用料金合計			
入 場 料 等 の 徴 収 の 有 無		予 定 人 員	

(A4)

第3号様式(第7条第1項)

第3号様式(第7条第1項)

特別設備設置許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

次のとおりスポーツ施設に特別の設備を設置したいので申請します。

(施設名：)

特別の設備	設置日時	年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで
	設置場所	
	設備内容	

(A4)

第4号様式(第8条第1項)

第4号様式(第8条第1項)

物品販売等許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

スポーツ施設において次の行為をしたいので、次のとおり申請します。

(施設名：)

行 為 日 時	年 月 日 ()	時から
	年 月 日 ()	時まで
行 為 場 所		
行 為 目 的		
行 為 責 任 者	住 所	
	氏 名	電 話
行 為 内 容		

(A4)

第5号様式(第9条)

第5号様式(第9条)

許可申請事項変更申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

次のとおりスポーツ施設の許可申請事項を変更したいので申請します。

(施設名：)

許可を受けた 利用・設置・行 為 日 時	年 月 日 () 年 月 日 ()	時から 時まで
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号	
申請理由		
変更内容	変更前	変更後

(A4)